

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙のとおりです。

第8条（短期退職時の手数料の取扱い）

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

3ヵ月未満で退職した場合 25%に相当する額

- ②丙が、専ら甲の都合により短期退職することとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。